〇 主文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人らの負担とする。

〇 事実

控訴代理人は「原判決を取り消す。原判決記載の本件山林が保安林でないことを確認する。訴訟費用は第一・二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の主張及び証拠の関係は、原判決事実摘示のとおりであるから、ここに これを引用する。

〇 理由

当裁判所も、本件保安施設地区指定処分が無効であることを前提とする控訴人らの本訴請求は失当であると判断するが、その理由は、次のとおり付加するほかは、原判決が理由中に認定判示するところと同一であるから、その記載を引用する。

一 指定の予定の通知及び指定の通知が訴外Aにされなかつたことを理由とする指定処分無効の主張について(補足)

原判決一一枚目表四行目の次に、次のとおり加える。

そして、以上の理は、指定の予定の通知と指定の通知の双方が山林所有者に対しされなかつた場合にも異なるところはなく、また、森林法に定める保安施設制度のもつ高度の公共性、指定により山林所有者の被る不利益の程度、内容及び補償に関する定め(法四四条、三四条、四五条、なお、保安林につき三四条の二、三五条参照)、ならびに、右のように解しても山林所有者として処分を争う機会を全く奪われるものではないこと(行訴法一四条、特に三項ただし書参照)に鑑みるならば、法の右のような解釈は、なんら財産権を不当に侵害するものではない。

二 本件指定処分時における山林所有者について

控訴人らは、本件指定処分の無効を主張するのに、本件山林の所有者が当時訴外Aであつたことを前提としているが、当裁判所は、右主張はその前提においても誤つていると考える。その理由は、次のとおりである。

以上によれば、旧差木地村は正当にく地名略〉山林の所有権を取得していたものと認めることができる。もつとも、成立に争いのない甲第三号証によれば、訴外Aは、大島町差木地財産区との間にく地名略>山林の帰属に関して訴訟が係属した上、昭和四七年一二月二二日成立の訴訟上の和解によつて本件山林の所有権の確認を得ているのであるから、控訴人ら先代への本件山林売渡によつて単純な二重譲渡

の関係が生じた場合と同視することは相当でないにしても、昭和二九年の本件指定の予定及び昭和三〇年の本件指定処分当時を律する上には、この和解の結果は無関係というべきである。そして、本件指定予定通知及び指定通知は、単なる登記簿上の所有名義人に対してすべぎものではなく、実体上の所有権者に対してすべきものであるから、結局、所有者を旧差木地村としてなされた本件指定処分には通知の相手方を誤つた瑕疵はなく、訴外Aに所有権があることを前提とする控訴人らの主張は理由がないというべきである。

よつて、控訴人らの被控訴人に対する請求は、これを棄却すべきであり、これと同旨に出た原判決は相当で、本件控訴はその理由がないから、これを棄却することとし、訴訟費用については民事訴訟法第九五条、第八九条、第九三条に則つて、主文のとおり判決する。

(裁判官 杉山克彦 倉田卓次 高山 晨)